

新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第3弾】(案)について

このたび、新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第3弾】(案)を取りまとめました。

支援策【第3弾】は、全て市独自事業で9事業、総事業費は27億1,640万円。このうち、高速情報通信基盤整備が25億9,217万円となっています。財源は、国・県補助や地方創生臨時交付金などを活用します。

今回の支援策【第3弾】によって、市独自支援策の総事業費は、第1弾、第2弾と合わせて、合計38億8,627万円となります。

一部事業を除き、9月市議会定例会議に諮り、議決を得た上で、出来るものから順次、実施する予定です。

令和2年8月25日

浜田市長 久保田 章市

1 市の独自支援策（国・県補助分を含む）

○事業費 27 億 1,640 万円

（財源内訳 国県補助・臨時交付金等 23 億 5,237 万円、一般財源 3 億 4,743 万円、ふるさと寄附 1,660 万円）

区分	No	事業内容等	事業費	担当課
1 個人向け	1-1	<p>妊婦出産応援給付金（従来の「妊婦応援給付金」の対象者の拡充に伴い、名称を変更）</p> <p>市支援策第 2 弾の妊婦応援給付金【令和 2 年 4 月 28 日以降出産した人、又は、今後出産を予定している妊婦（6 月 1 日以前に浜田市で母子健康手帳の交付を受けた人）に 10 万円を支給】の対象に次の 2 点を追加。</p> <p>①6 月 2 日以降に浜田市で母子健康手帳の交付を受け、令和 3 年 1 月末までに出産した人に 10 万円を支給。</p> <p>事業費：310 万円</p> <p>②多胎児を妊娠した妊婦には、多胎児 2 人目以降、1 人につき 5 万円を追加支給。</p> <p>事業費：10 万円（既存予算で対応）</p>	<p>320 万円</p> <p>（内、①分 310 万円は 12 月議会提案予定）</p>	<p>子育て支援課</p> <p>0855-25-9330</p>
	1-2	<p>保育所等従事者応援協力金</p> <p>緊急事態宣言期間中などに、保育所や放課後児童クラブ等で従事した職員へ応援協力金 5 万円を支給。</p> <p>※県 1/2 補助〔県 1,765 万円、市 1,765 万円〕</p>	<p>3,530 万円</p>	<p>子育て支援課</p> <p>0855-25-9330</p>
2 事業者向け	2-1	<p>地域公共交通事業者支援</p> <p>広域バス路線を運行する乗合バス事業者に対し、新型コロナウイルスの影響を受けた期間の運行経費を支援。</p> <p>※県との共同事業。別途県から直接事業者へ同額を支給。</p>	<p>22 万円</p>	<p>まちづくり推進課</p> <p>0855-25-9201</p>
	2-2	<p>プレミアム付「はまだ飲食・宿泊応援チケット」追加発行</p> <p>当初発行分（5,000 冊）に加え、10,000 冊を追加発行。</p>	<p>1,910 万円</p>	<p>観光交流課</p> <p>0855-25-9530</p>

3 教育環境整備	3-1	小中学校大型ディスプレイ等配備 児童生徒1人1台タブレット端末配備にあわせて、より効果的な授業を行うため、各教室に大型ディスプレイや実物投影機を配備。	3,795万円	学校教育課 0855-25-9710
4 その他	4-1	抗原検査機器購入 感染の疑いがある人を早期に選び出すことができる抗原検査機器を購入し、浜田医療センターに貸与。	732万円	健康医療対策課 0855-25-9310
	4-2	石見神楽特別番組・映像制作 石見神楽の公演機会が大幅に減少していることから、市民や神楽ファンの鑑賞機会をつくるとともに、神楽団体の支援の一環として、石見神楽の特別番組及び今後の情報発信に活用できる映像を制作する。※財源は、ふるさと寄附を活用。	1,660万円	観光交流課 0855-25-9530
	4-3	庁舎内テレビ会議システム増設 感染リスクを低減するため、庁舎内の既設テレビ会議システムを3台増設。	454万円	防災安全課 0855-25-9122
	4-4	高速情報通信基盤整備 新型コロナウイルスの影響に伴う「新しい生活様式」の実現に向け、「教育」、「防災」、「仕事」等の分野で活用するため、光ファイバーによる高速通信基盤を市内全域に整備。 内訳は、 令和2年度（令和3年度繰越可）：光回線敷設工事等 17億8,851万円 令和4年度以降：宅内引込工事等 8億366万円 ※財源は、国補助・臨時交付金等 22億4,474万円、市実質負担額 3億4,743万円	25億9,217万円	政策企画課 0855-25-9200

以下は参考。国県が直接実施（当市の事業には入っておりません）

<p>1 個人向け</p>	<p>1-1</p>	<p>医療・介護・障がい分野従事者慰労金 感染防止対策を講じながら、重症化リスクの高い患者や高齢者等のために、強い使命感を持って、業務に従事している医療機関、介護サービス施設、障がい福祉サービス施設等の職員に対し、慰労金（5～20万円）を給付。 ⇒「直接ネット申請」 ※ただし、地域生活支援事業のみを実施している事業所は「島根県に直接申請」。</p>	<p>厚生労働省（医療分野）コールセンター 0120-786-577 厚生労働省（介護分野）コールセンター 03-5253-1111（内線 3807、3907） 厚生労働省（障がい分野）コールセンター 03-5253-1111（内線 7096、7097） 島根県（地域生活支援事業実施事業所） 0852-22-6527</p>
<p>2 事業者向け</p>	<p>2-1</p>	<p>家賃支援給付金 売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金（法人最大 600 万円、個人事業者最大 300 万円）を支給。 ⇒「直接ネット」または「申請サポート会場」で申請。 浜田商工会議所内に「申請サポート会場」を設置。※完全予約制</p>	<p>申請サポート会場予約受付 0120-150-413 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930</p>
	<p>2-2</p>	<p>医療機関・薬局等における感染拡大防止対策等支援 院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所に対し、感染拡大防止対策などに要する費用を補助。 病院（医科、歯科）：上限 200 万円+5 万円×病床数 有床診療所（医科、歯科）：上限 200 万円 無床診療所（医科、歯科）：上限 100 万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所：上限 70 万円 ⇒「直接ネット申請」</p>	<p>厚生労働省コールセンター 03-3595-3317</p>